

昭和六一年(わ)第二四二号

第四回公判調書(手続)



裁判印

検 察 官	裁判所書記官	裁 判 官	公判をした		被 告 人 氏 名	被 告 事 件 名	及 び
			裁判所	年月日			
			大阪地方裁判所第八刑事部	昭和六一年七月一日		公務執行妨害	
		裁判長 青野平 小林秀和 岡健太郎 井野口攝			根本健司 (出頭)		

松岡幾男

長  
司  
行

出頭した  
主任弁護人 池上健治  
川添仁師

立ち会った裁判所速記官 原田むつみ 細田良夫

出頭した証人 大島 邦男

証拠調べ等

証拠等関係カード記載のとおり

証人 大島 邦男に出頭を命じ指定告知した次回期日等

昭和六年九月一日午後一時一五分

昭和六年九月二日午後一時一五分

昭和六年七月二五日

大阪地方裁判所第八刑事部

裁判所書記官 井野口 攝

(様式刑1)

そういうあざが消えるのはどのぐらい時間かかりましたか。

やっぱり一〇日ぐらいやったと思います。

それから痛みがどのぐらいで消えましたか。

痛みは三日ほどやったか、ないかなと思うんですけど。

根本被告人は現在こういった裁判受けているわけですけども、被害者として処分についてどのような考えを持っていますか。

嚴重に処罰していただきたいと思うてます。

弁 護 人（池上）

前回証人がお話になった中で、事前打合わせの方法について、刑事事件ではこういうだという話をされたのを覚えておられますか。

はい。

民事事件の場合の事前打合わせは通常どういふふうにされるんですか。

刑事事件と変わらないと思います。

そうですか。

はい。

そうすると、裁判官室で裁判官も同席して打合わせをされると、裁判所のほうからこれこれという希望を出されるというのが普通なんですね。

はい。

本件の場合はどういうふうな事前打合わせがされたかあなたは知っていますか。

……。

知ってるか知ってないか、先に。

知っています。

先程言われた普通の場合とはちょっと違ったようですね。

……。

裁判官は事前打合わせには出席されていませんね。

……、そのへんは聞いていませんねけど。

聞いておられない。

はい。

三月中旬ごろに三月二四日の一〇〇七号法廷の警備の責任者にあなたがなるという話が頼経さんからあったということでしたね。

そこまでは、まあ、なかったんですけどすけれども。

そうすると、三月中旬ごろにあった話というのはどういう話ですか。

頼経さんのほうが当日は休みますのでという程度です。

そうですか、じゃあ、具体的な話はなかったわけですね。

はい。

で、あなたが責任者ということにされたのがわかったのが三月二四日の朝メモを見た時ということになりますか。

はい、そうです。

そのあなたが見られた指示用紙とおっしゃいましたがね、それにはどういうこと

が書いてあったんですか。

全部は覚えてませんけど。

かなり沢山記載があるんですか。

はい、あのう、本件一〇〇七号のこの事件については私が責任者で、二〇一号法廷である事件は誰が責任者で、五〇三号のほうは誰が責任者というのが主で、それから……。

一〇〇七号法廷の関係ではそのほかにはどういことが書いてありましたか。

……、当日の一〇〇七号の整備にあたるのは一、二、三班であるということと、それから退廷命令が出された場合には庁舎外まで執行せよと、ただし民訟管理官と打合わせを密にすること、それから投てきいうんか物を投げる行為については十分注意すること、それぐらいやったんやないかなと思いますけど。

民訟管理官と具体的なことは打合わせしなさいというふうな内容が入っているん

ですね。

はい。

で、あなたはその指示用紙を見られてから民訟管理官と打合わせはされたんですか。

してません。

してない。

(うなずく)

民訟管理官とおっしゃるのはどなたでしたかね。

榮澤さんという人です。

榮澤桂一朗さんですかね。

そうです。

打合わせせよと書いてあったけれども打合わせはされなかったんですか。

はい。

それはどうしてかな。

とにかく当該部の主任の方と打合わせをしようと思って当該部のほうに電話しましたところ、部のほうは前回の状況があるんで今回は傍聴も二―三やろというふうな判断を持っているという返答が返って来たんで、管理官まで打合わせすることはないと思ったわけです。

大してもめるようなこともないだろうというふうな判断だったということですか。部のほうがね、当該部のほうがそういう判断を持っているということなんで、管理官までは連絡はしませんでした。

当日配備された法廷整備員の方は、あなたのお話では一四人だったということですが。

はい。

裁判所の回答では一五人になっているようなんですけど。

え、裁判所の回答と言いますと。



あなたご存じないですけどね、検察官の請求にかかる大阪高裁の昭和六一年四月一日付けの回答書によるとね、一五人になっているようなんですけど、間違いはありませんか、一四人で。

一四人、……、そのへんはよくわからない。

わかりませんか。

はい。

法廷警備員の方のほかにね、書記官の方、管理官の方など、合計二九名も配置につかれておったようなんですが、そのことは知っていますか。

二九名までは知りません。

相当数の方が配備されていたということをご存じでしたか。

ずっとあとですけどね、その二時二〇分以降はそういった相当多数の管理職の配備はあったと思っておりますけれども。

一時過ぎごろの段階でね、警備員以外の方の配備も法廷周辺である程度の人数は

あつたのじゃないですか。

ありました。

ありましたね。

はい。

法廷周辺での一時前後の整備の状況はあなたの先程の話だと、法廷内に整備員二人、法廷外に整備員が二人かな。

はい。

それと山本さんとおっしゃいましたね。

はい。

それ以外にどういう方々が何人ぐらい配備されていましたか。

広報係長の塩川さん、それから先程申上げた榮澤管理官、それから整備に開廷まで来てはった斎藤主任書記官、この方ぐらいやと思つてますけども。

千田書記官は。

千田書記官は法廷の前に来てはつてすぐ帰りはつたと思います。

法廷内にいたんじゃないですか。

それはずっとあとで知ったんですわ。

その時はわからなかった。

わかりませんでした。

整備員の方というのは、いわば体を使って法廷を整備するという職務に従事するわけですけれども、体術と言いますかね、柔道なりなんなり、そういうふうなものもその素養はそれぞれがお持ちなんでしょうか。

全くいうてないと思います。

ない。

はい。

大島さん自身もそういう心得は全くないのですか。

個人的には多少の経験はありますけれども、整備員として、あのう、職務に従事する上では一切ありません。

ちょっとお答の意味がわからないんですが、職務に従事する上においてね、体術を使用するかどうかを聞いているんじゃないかね、体を使うという関係上個々の方がね、体術を自ら練習すると、体を鍛えるというふうなことはあるんじゃないかなと思って聞いているんですけど。

その点ですけども、整備員の辞令をもらった上で裁判所当局いうんですかね、がそういった体術を職務としてやるのかというふうなことは一切ないと。

それはそうですね。

はい。

大島さんはどういう心得がおありですか。

小さいころ柔道もやっていました。で、役所に入って少林寺拳法もやり

裁

判

所

ました、それぐらいです。

なんか段位とかいうものは。

ありません。

他の警備員でやはりそういうものの経験をお持ちの方もおられるわけでしょうね。

ええ、いてはると思います。

誰がどういふふうなということとはご存じないですね。

一人だけは、あのう、少林寺拳法の段を持っている人がおるといふことは知っています。

どなたですか。

法廷に入った山田警備員。

山田さん。

はい。

警備員の山田さんですね。

はい。

山田さんは何段でいらっしやるんですか。

段まではっきり知りません。

一二時五五分ごろですかね、法廷の扉を開いたのが。

(うなずく)

すみません、声を出して答えていただけませんか。

はい。

その前に整備メモをそのまま読み上げて注意事項を傍聴に来ている人に知らせたと。

はい。

その内容は不必要なものは持ち込み出来ませんというだけですね、さっきの話だと。

まあ、趣旨はそういう趣旨です。

そのことだけですわね、注意事項としては。

はい。

民訟の山本さんも、これは当事者出入口ののぞき窓からですか、中を見ていたのは。

傍聴人の。

傍聴人出入口のほうののぞき窓から見ていた。

はい。

あなたもそのうしろから中を見ていた。

はい。

それじゃ、当事者出入口の窓からのぞいていた人はありませんか。

記憶ないんですわ、そのそこにいらっしやった方はどなたかというのはわからないんですわ。

誰かいたんですな。

……、よくは覚えてないんですわ、そこが。

誰かおったかどうかも覚えておられませんか。

はい。

で、民訟の山本さんがものを投げたと言われた。

はい。

あなたも同じようにのぞいておられてものを投げたのは見えなかったわけ。

見てません。

中は見てたんですね。

見てたと言っても、のぞき窓のところに山本さんの頭があるから、その一部分というかね。

ほとんど頭で隠されておって見えないと。

はい。

それですぐ入ったんでしよう。



はい、すぐ入りました。

すぐ入ったんでしょう。

(うなずく)

入った時にはもう裁判官はいなかった。

いませんでした。

傍聴席のほうへ入ったんですか、当事者入口のほうから入ったんですか。

当事者出入口から入りました。

当事者出入口から入ったとすると、一〇〇七号法廷の場合は裁判官の出入口、法壇の上の出入口がすぐ見えますね、位置的には、見えないかな。

見えないと思いますけど。

見えないか。

はい。

そしたら、裁判官の席に誰もいなかったと。

はい。

裁判官席へ通じる裁判官の出入口も見ましたか。

そこは見えてません。

そこは見えてない。

はい。

あなたが入廷される前にですね、外におられて法廷内の音はある程度聞こえると思うんですけども、法廷内がざわめいているとかね、誰かがなんか叫んでいるというふうな声、音は聞こえなかったでしようか。

聞こえませんでした。

全く聞こえなかった。

はい。

先程、傍聴人の数を勘定したら一九名だったと。

はい。

表  
月  
控訴人席に座っている松下さんも含めると二〇人だというふうなお話でしたね。

はい。

傍聴に来ている人の中で報道関係の人はありましたか。

いませんでした。

そうすると、国側の傍聴者はいましたか。

……、あれはいなかったと思います。

いなかったと思う。

はい。

斎藤書記官はどうも国側の傍聴人もおられたような話だったような気がするんですけど、国側の傍聴人の人はいなかったですか。

と思いますけどね。

これは三月二四日のことですがね、背広を着ている人はいませんでしたか。

いました。

いた。

はい。

背広着ている人何人ぐらいいました。

四人か五人ぐらいやったやないかなと思ってます。

一時一〇分過ぎに山本さんがものを投げたと言った段階では一二名の法廷警備員の方が集まっておられたんですね。

はい。

あなたも入れて一二人。

はい。

法廷内に二人。

はい。

法廷の外に一二人。

はい。

最高裁印 九号の

その一二人の法廷の外にいた警備員の人とはあなたと同時に法廷の中へ入ったんでしょね。

続いて来たと思います。

ということはあなたが入ると同時に、あるいは引続いて全員が法廷の中へ入ったということですね。

はい。

法廷の中に入ってすぐには退廷命令が出ているということはわからなかったんですね。

はい。

退廷命令が出ているということがわかったのは、先程の話だと山田廷吏が書記官の出入口から飛び込んで来て、退廷命令が出ているとあなたに言った。

はい。

その時が最初なんですね。

はい、最初です。

それが何分ぐらいでしたか。

せやから一時一三十分かぐらいやないかなと思うんですけど。

あなたが法廷に入って二三分してからですか。

と思いますねんけど。

そのあなたが法廷に入ってから二三分の間法廷内にいた二人の警備員さんはそれぞれ何をしていたんですか。

せやから法廷に入って、とにかくその現状を把握せんとあかんと思っていろいろこう傍聴席見回したりしたと思うんですけど。

あなたはそうですね。

はい。

ほかの警備員さんも一緒ですか。

と思います。

そうするとね、たとえばこの法廷で言うたら傍聴人出入口、当事者出入口がありますけど、そこから一二人の人がワツと入って来るとかなりな数ですわね、その人たちがドア周辺で立ち止まって中を見ているわけですか、すぐに制圧にかかるんじゃないですか。

制圧まではかからないと思います。

そうすると、制止にかかる。

制止ぐらいはしますね。

現実には法廷の中にすでに入っておった二人の警備員さんは松下さんを制止していたというか、とにかく羽交締めしておったような状況だったんでしょう。

はい。

法廷の中に、傍聴席から当事者席、書記官席のほうへ入り込んでおった人もおったわけですわね。

はい。

そういうふう当事者席のほうへ入り込んでおった人たちを制止しませんでしたか。

ほかの人はある程度その場に入るのを制止はしてたと思えますけど。

でも、もう入り込んでおるわけでしょう、入り込んでおる人に対して制止はしなかったんですか。

そこがほかの人までわからなかったんですわ。

あなたのほうで一応責任者だから制止しろというふうには指示は出さなかったわけですか。

出してません。

山田廷吏さんね、あなたが入った時には席にいらなくて、書記官通路のほうから飛び込んで来られたということでしたけど、書記官室から命令を持って帰って来たというふうな感じでしたか。

そこがよくわからないんです。



わからない。

はい。

法廷内に斎藤書記官がおられましたね。

はい。

斎藤書記官はあなたに退廷命令が出ているとかというふうなことを何も言わなかったでしょうか。

はい、言うてません。

さっきの話では松下さんがタバコを吸おうとしたという話でしたね。

はい。

羽交締めにされた状態でタバコが吸えますか。

そやからタバコを吸いかけたんで伊東君のほうが。

ちょっと待って下さいね、だから羽交締めにされた状態ではタバコは吸えんでしょう。

だからね、その松下が、あのう、バックを投げてその後伊東君が羽交締めにしてそれを制圧して、で、放して、羽交締めを放して、それからタバコをこう吸い始めたんやないかなと思います。

それは想像ですか。

……

その時の状況よくわからないんですか。

よく。

あなたのさっきの話では前後を通じてずっと羽交締めにされたような記憶が残っているというように聞こえたんですけどね。

そうではないんです。

タバコを吸おうとしたというんですけど、実際にはどういう行動をしたのか、ど  
ういう動作をしたのか、あなたはずっと見ていましたか。

ずっとではないですが、タバコを口に。

哉

判

所

あなたが見た最初の場面はどういう場面ですか。

松下が控訴人席でタバコを口にくわえ、マッチで火をつけた行為は見ました。

マッチを使ったところを見てるというんですか。

はい。

マッチに火がつきましたか。

ついたと思うんですが。

タバコに火がつきましたか。

それもついたんやないかなと思います。

先程の話だとね、なんとおっしゃったかな、整備員さんが投げ捨てたと、取り上げて、タバコをね。

はい。

なんとおっしゃいました。

投げ捨てたのではなく、タバコを口にくわえているのを取り上げて床に捨てたんですわ、それを。

ちょっと待って下さい、その方のお名前はなんという。

……、沢田か山田かどっちかわらないかなと思います。

伊東さんじゃないわけですか。

伊東ではないと思いますけど。

あなたが足で踏みつぶしたということでしたけどね。

はい。

その踏みつぶしたタバコ、これあとどうしました。

どうしたか知りません。

火がついていたかどうかも確認は出来てない。

出来てません。

山田廷吏から退廷命令が伝えられて、それで先程の話だと執行班とそうでない人

との役割分担がいつもの場合はあるようですけれども、誰々が執行班として執行にあたったんですか。

その場、この場だけですけれども、そういった。

この場というのは退廷命令が伝えられた直後ね。

はい、それだけ決める余裕がなくて、そういった話は一切してません。そうですか。

はい。

具体的にはあなたと誰々が排除にあたったのか、全員がそれとも排除にあたったのか、そのへんもわかりませんか。

そやから全員が排除にあたりました。

あなたも誰かを排除しようとしている。

はい。

ほかの警備員さんはほかの警備員さんで排除しようとしている、一斉に事態が進

行していると、こういうことですね。

はい。

あなたが具体的に排除したのは根本さんと松下さんの二人ですか。

です。

ですね。

はい。

先程ね、根本さんが伊東さんの背中の方から、うしろの方から体当たりをしたというふうな話でしたけどね。

はい。

体当たりをしたというところはあなたは見たんですか。

.....、そうですね、見ました。

その体当たりをしたという時ね、伊東さんは位置としてはどういう位置におったんですかね。

せやから、控訴人席の松下の横あたり。

どちら横ですか。

せやから傍聴席寄りの。

傍聴席寄り。

はい。

あなたが松下さんの横の裁判官席寄り。

はい。

で、連れ出そうとしていた。

はい。

その時にね、前向いているわけでしょう。全員がどちらを向いてたんですか、あなたはその体当たりをされたという時は。

傍聴人席のほうを向いてたと思うんですわ。

根本さんが体当たりをしたというのは見えたのかな。

見えました。

伊東さんが控訴人席に手をついたと、そうしてみても見るとうしろのほうに根本さんがいたということだけのことじゃなかったかな。

そうではないと思います、私も見ました。

で、あなたは根本さんにですね、妨害が激しかったという話ですが、どういう対応をしたのか、ということとはそれだけ妨害が激しいとですね、制圧しないことは連れ出せませんね、だから具体的にどういふような制圧方法を取ったのか教えてください。

せやから、私のネクタイを持ったり。

制圧の方法。

はい、せやから私も根本の胸倉をつかむなり、腕のほうの服をつかむなりしてました。

服。



はい。

時計のバンドは。

時計のバンドは……。

あなたが引張ったから時計のバンドが千切れたんじゃないの。

そのへんがあんまり記憶ないんですわ。

そうだったかもわからない。

はい。

あなたのほうでね、胸を強く突くとかというふうなこともあったんと違うかな、それも記憶ない。

あんまり記憶ないですね。

記憶ない。

はい。

というのはね、根本さんのほうであとでその胸部の軟骨の骨折の疑いということ

であとかなり痛みが残っていたみたいなんですよ、それで聞くんですけどね、あなたのほうで強く突くとかというふうなことがあったかもしれないか。

いや、ないと思います、そこまで。

でも、覚えてないんでしょう。

いや、そこまではしません、そんなことしません。

ではね、あなた以外のほかの人がやったのかしら。

そんなことはしないと思うんですけど、そこは…。

だけど、現実ね、そういうことがあったとしたら誰かやったんだわね。

はい。

あなたは胸を突くということではしなかったか。

ありません。

傍聴人を法廷外へ退去させている過程でね、傍聴に来ておった女の人、何人かおったと思いますけどね。

はい。

その一人もしくは二人が出入口付近で倒れたというふうなことはなかったですか。

直接は見てませんが、横になってた人はいてました。

横になっていた。

はい。

倒れていた。

倒れてたいうんか、横になっていたと思います。

直接見えない。

見てません。

じゃあ、倒れたか横になっていたか、そういう状況は見たわけか、どうしてそういうふうなことになったかは見てないけれども。

はい。

そういう人が何人ぐらいましたか。

一人です。

一人。

はい。

あなたの知っている人ですか。

というと。

名前を知っている人ですか。

いや、知りません。

知らない。

はい。

あなたが初めて松下さんに対して拘束命令が出ているということをお伝えされたのは書記官室前じゃなかったですか。

法廷前です。

前回と今回と証言するに先立って、あらかじめ検察官と打合わせをしましたか。

はい。

いつごろしましたか。

前回の一日の証言の前の日です。

それ以後は。

ありません。

証人は事件のあった五日あとの三月二十九日に実況見分がされた時に立会っていますね。

はい。

その時にいくつか指示説明をしましたかね。

はい。

その指示説明によるとですね、全員一応法廷外に排除したあとで一旦警備員を集めて書記官室のほうへ移動したというふうな説明をしていませんか。

しています。

した。

はい。

書記官室のほうへ移動してですね、書記官室前で斎藤書記官から裁判長の松下の拘束命令が伝達されたので引返したというふうな指示説明はしてますか。

……、実況見分の時ですか。

そうです、実況見分の時に。

覚えてないですが。

覚えてない。

はい。

法廷外に排除してからね、警備員を集めて書記官室のほうへ移動したのはどうしてですか。

善後策を協議していると傍聴人らがわたしらの話をチヨロチヨロ、チヨロチヨロと偵察に来るんで徐々に徐々に西側いうんかな、西側のほうへ

どんどん移動して行ったんですわ。

西側のほうへ。

エレベーターのほう言うんかな。

西側のほうへね。

はい。

結局、書記官室前まで移動したんですか。

はい、移動しました。

斎藤書記官から拘束命令が伝えられた場所はどこですか。

そやから公衆廊下の一〇〇八号の前あたりです。

書記官室へ行くまで。

までです。

斎藤書記官からですね、いつ拘束命令が出たということは聞きましたか。

聞いてません。

聞いてない。

はい。

ちよつとさつき気になつただけけれどもね、法廷外に排除するのが完了したことがわかつたのは、当事者出入口だつたかな。

当事者出入口です。

その内側からガチャツと音がして鍵がかけられたということでしたね。

はい。

その時電気が消されたと。

はい。

それがどうもよくわからないんですけどもね、どうして電気を消さなきゃならぬいかよくわからないんですよ、というのは現場の調査とかというのはそのあと引続いてやっているはずだと思ふんでね、何故電気が消されたのかわからない、そのへん勘違いじゃないですか。



私が当事者出入口のところまで行って、時に施錠というんか、ガチャツという音がしたんで振返つてのぞき窓からのぞいたら電気が真暗になつて消えました。それは勘違いでもなんでもないです。

それから松下さんを特定するのに千田書記官に特定してもらおうという話でしたけれども、あなた自身も松下さんがどの人かというのはすでにわかっていたん違うんですか。

開廷前にのぞき窓からのぞいた時に拘訴人席におった人が松下やいうのは山本係長から聞いてましたが、拘束命令なんかを執行する場合、通常誰というふうに特定してもらおうのが職務を執行する上になくはならないことなんで、今回もある程度のこう面識はありましたが、確認する上でそういうふうにしていただいたんです。

弁護人（川窪）

あなたが法廷に入ってからの中に、警備員の方がね、ほかの警備員によって法廷

から一緒に出て行かされたと、こういう事実は見ていませんか。

え。

警備員が法廷外へ出て行ったという事実。

見てません。

見ておりませんか。

はい。

それから実況見分の際に誰が警備したものの中から立会うかということは誰が決めましたか。

……。

実況見分に警備したものの中から誰が立会をするということを、誰々が立会するということを決めたのは誰ですか。

……、係長のほうやと思います。

頼経さんですか。

最高裁判所 九号の二

はい。

頼経さんは当日の状況は、だけど知らないでしょう。

知らないから私に実況見分作る上で立会せよというふうに言い合っただけです。

伊東さんという警備員も立会ってませんか。

はい、いてました。

それは誰の指示で行ったんですか。

それも頼経さんと思えますけど。

頼経さんが伊東さんに行けと言った理由はどうしてかわかりませんか。

わかりません。

あなたのほうからは特にそのことについて頼経さんには報告はしていませんか、はい、してません。

そのほかの警備員は立会ってませんか。

立会ってないと思います。

あなた実況見分の時におったんだから。

はい、いませんでした。

知っているでしょう、あなたと伊東さんだけです。

と思います、はい。

山田さんという整備員は伊東さんと当初から延内において、二人並んでおったよ  
うなんです、山田さんが立会しなかった理由は何かあるんですか。

知りません。

全く知らないですか。

はい。

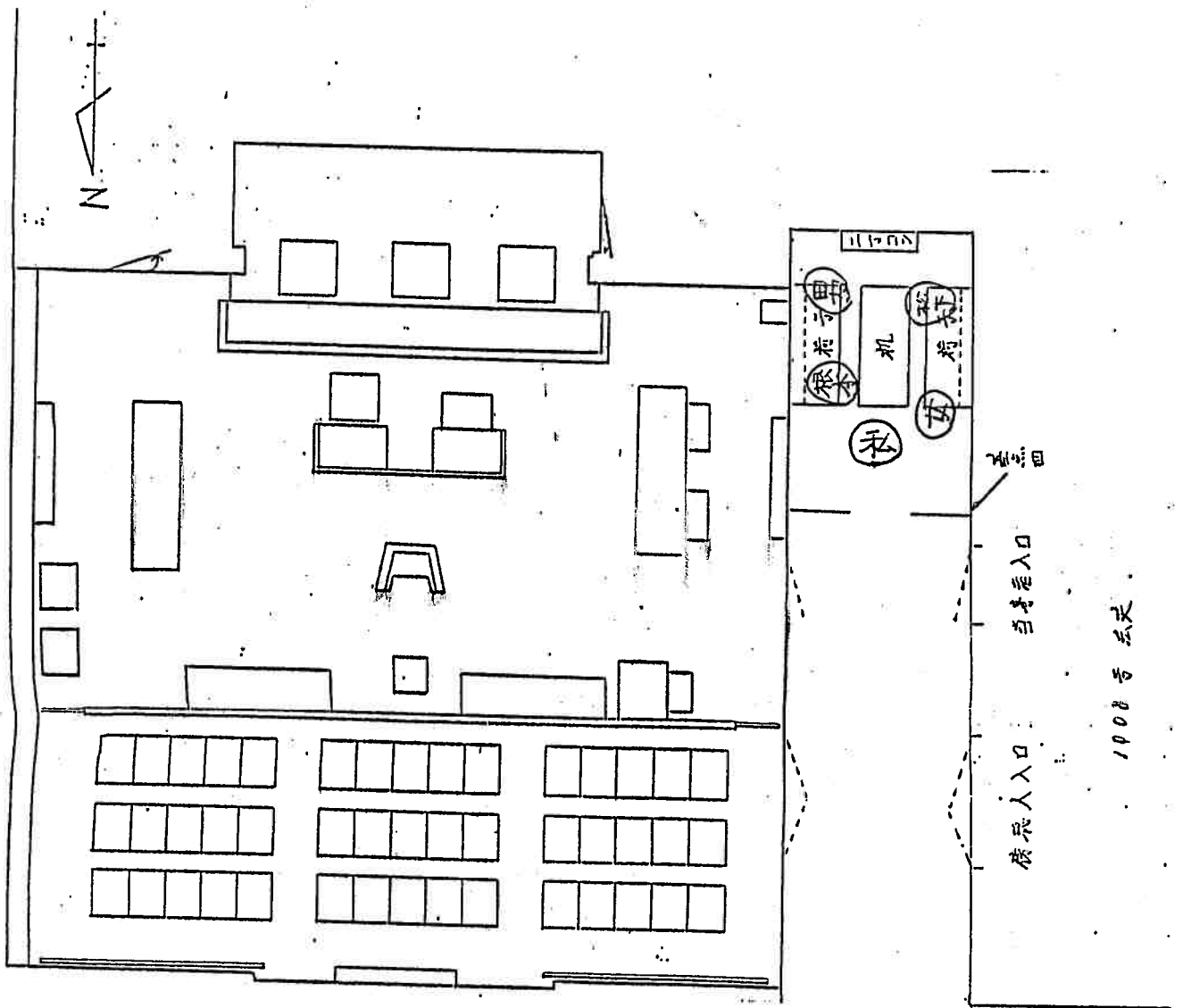
(以上)

細田良夫

昭和六一年七月二五日

大阪地方裁判所

最高裁印 九号の...



公共  
存下

旅客入口  
行李入口

1008号

61年7月18日 大島邦男

